

平成27年第10回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年11月26日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員			
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	62号	東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づく教育委員会の意見聴取について	承認
2	63号	旧東京都北区立赤羽台東小学校に係る行政財産の使用許可について	承認
追加日程1	64号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
追加日程2	65号	北区教育委員会委員の辞職の同意について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	77号	仮称赤羽体育館建設工事の工期延伸について	了承
4	78号	昭和町図書館の休館並びに事務所機能の仮移転について	了承
5	79号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成27年第10回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年11月26日(水) 13:30

- 檜垣委員長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第10回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
- 日程第1、第62号議案「東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づく教育委員会の意見聴取について」を議題に供します。
- 事務局から説明をお願いします。
- 教育政策課長 委員長
- 檜垣委員長 教育政策課長
- 教育政策課長 それでは、第62号議案について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。こちらにございますように、第4回東京都北区議会定例会提出のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づき、貴委員会の意見を求めますとございます。
- こちらにつきましては、職務権限の特例ということで、この条例に基づきましてスポーツに関すること、及び文化に関することにつきましては、地方公共団体の長が管理・執行することができるという規定でございます。この規定の第2項に規定されておりますのが、議決前に教育委員会の意見を聞かなくてはならないという定めがございます。それに基づきまして意見聴取がされているわけでございます。この中身につきましては先の11月9日に開催されました教育委員会定例会におきまして、地教法第29条の規定に基づいての意見聴取があったところでございます。これは、条例としての提案という形でございましたので、こちら61号議案でご審議をいただき、意見なしということでご決定いただいているものでございます。
- 3ページ以下、おつけしている資料につきましては同様のものがございますので、本日は説明を省略させていただきたいと思っております。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- 檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
- (質疑・意見なし)
- 檜垣委員長 ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第63号議案「旧東京都北区立赤羽台東小学校に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長

委員長

檜垣委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

それでは、第63号議案「旧東京都北区立赤羽台東小学校に係る行政財産の使用許可について」ご説明させていただきます。

恐れ入ります。2ページの説明欄をごらんください。学校法人順天学園より、同学園の足立区新田にごさいますキャンパス内の中学・高校用の体育館を大規模改修するに当たりまして、その間の代替施設として旧赤羽台東小学校体育館を使用したい旨、申し出がございました。同学園理事長から教育委員会宛ての申し出の内容は、その左側の3ページに添付してございます。下から5行目のところ、つきましては、とございますが、改修工事期間中の代替施設として同小体育館を使用させていただきたいということと、使用料の減免についてご検討・ご配慮をお願いしますと書いてございます。

議案は、教育施設としての利用であることから、この使用許可申請について許可するとともに、使用料を減額し、光熱水費を免除しようとするものでございます。

次に、6ページをごらんください。旧赤羽台東小学校の施設図をお示ししています。現在、この施設の財産の保有状況ですが、土地と体育館が教育委員会の財産、校舎は子ども家庭部の財産となっております。赤羽台つぼみ保育園が使用してございます。今回、使用を許可するのは教育委員会が所有する体育館のみとなります。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、1の申請者は学校法人順天学園の理事長、2の使用を許可する財産は544㎡ございます体育館となります。4の使用許可期間は、年明けの1月12日から年度末までとなっております。

次の2ページをごらんください。初めに、6の備考をご説明いたします。本来教育財産の使用を許可する場合は、使用を許可する期間にあつては終日24時間となるところですが、同施設は学校統合による廃止以来、平日夜間及び土日は当時から施設利用団体の活動が現在も続いていることと、さらには生涯学習・スポーツ振興課が管理している北ノ台スポーツ多目的広場の体育館改修工事の代替施設として、木曜日午前中のみほかの団体がやはり利用していることから、使用できる日時は、先ほどご説明しました期間中の祝日を除いた月・火・水・金曜日の午前9時から午後6時までと木曜日の正午から午後6時までとしております。以上の変則的な時間帯による使用許可となることと、同学園から教育利用であることからの使用料減額の申し出があったことから、契約部署と調整の上、以下にご説明する減額措置を講じております。

本来、全く減額措置を講じなかったとしたときの建物の使用料は、行政財産目的外

使用料の積算式で算出いたしますと月約100万円を超える額となります。これを、先ほどご説明しました事情で終日使用許可することができないことから、本来の使用料を各月の総時間数で割った額で、まずは1時間当たりの使用料を1,338円と定め、これに実際に使用できる時間数のみを乗じることで、各月の使用料はごらんとおり月額で多い月でも24万円余となります。およそ正規の料金の5分の1から4分の1程度の減額効果となっております。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件について、特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第77号「仮称赤羽体育館建設工事の工事延伸について」事務局から説明をお願いします。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

それでは、仮称赤羽体育館建設工事の延伸につきまして、私よりご説明させていただきます。

委員会資料をごらんください。1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。仮称赤羽体育館につきましては、平成26年5月に、本体工事に着手いたしました。当初は、工期を平成28年7月29日までとし、開設を平成29年1月ごろとしておりましたが、地中障害物の除去及びスーパー堤防事業との調整が必要となったために、工期を平成28年10月31日までとし、約3カ月間の延伸となるものでございます。

なお、開設につきましては、平成29年1月ごろの予定、影響を受けないよう、関係各課と調整し、開設準備を進めてまいります。

2の工期でございます。約3カ月間延伸となり、平成28年10月31日まででございます。

3の工期延伸の理由でございます。2点ございまして、1点目は、地中障害物の位

置が想定より建物側に寄っていたため、除去に2カ月間多く要したこと。2点目は、当初の27年度予定のスーパー堤防事業が28年度施工となったため、工期調整により、約1カ月間の延伸が想定されること。この2点の理由によりまして、3カ月間の工期延伸となるものでございます。

4の今後の予定でございます。11月の区議会へ議案を上程してございます。28年10月末工事完了予定でございます。29年1月ごろ開設予定でございます。なお、工期延伸による影響はございません。

私からの報告は、以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

一つお伺いしますが、変更前は開設を平成29年1月ごろということで、工期が完了するのが7月29日ということで、開設までの時間が相当長くあったと思うのです。この理由が、何でもっと早く開設するような形になっていなかったのかということと、それから、今度は工期が3カ月延びて10月31日までだけど、平成29年1月ごろには開設できるというのには何か、その間のものというのには何かあったのでしょうか。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

当初、開設の時期は平成29年1月ごろということで、建物ができ上がってから半年間を開設までの準備期間として設けておりました。6カ月間ということで、かなり余裕を持った準備期間ということでございます。これが、3カ月間建物ができ上がるのが後ろに延びたことで、開設準備期間が実質的には3カ月になってしまったのですが、この部分では、営繕課等を含めまして、開設準備にもう少し圧縮できないかということで、生涯学習・スポーツ振興課も含めまして協議して、3カ月間でどうにか準備、開設までできるということで進めています。実質的には、10月末の施設完成ですけれども、その前にできるだけ備品類ですとか、そういう準備のものをすぐ納入できるような形で、前倒して進めております。

以上です。

檜垣委員長

ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ご質疑・ご意見がないようですので、ここで、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第4、報告第78号「昭和町図書館休館並びに事務所機能の仮移転について」事務局から説明をお願いします。

中央図書館長 委員長

檜垣委員長 中央図書館長

中央図書館長 それでは、報告第78号「昭和町図書館の休館並びに事務所機能の仮移転について」ご報告申し上げます。1枚おめくりください。資料をごらんください。

初めに、要旨です。平成28年度昭和町区民センターが改築工事を行う予定となり、それに伴いまして、その間、センター内に併設しております図書館を休館するとともに、地域振興室とあわせて窓口を含む事務所機能を仮移転することとなります。

次に、休館する期間でございますが、平成28年6月から29年5月上旬までとなります。工事の関係もございますので、予定とさせていただきます。

次に、事務所の移転先及びその期間でございます。昭和町二丁目、尾久駅に近い明治通り沿いにごございます旧昭和町児童室になります。平成28年6月から29年4月の間、窓口並びに事務所を置くことといたします。大変、小さな施設でございますので、今、どのように使用スペースを割り振るかにつきましても、若干調整が残っております。

次に、移転中の業務でございますが、今年の田端・赤羽図書館と同様でございます。まず、資料の閲覧や配架による貸出業務は休止いたします。平たく言いますと、書架もなくて閲覧席もないと。要するに、図書館というイメージはまるっきりないということになります。その他の窓口業務、例えば予約の受付ですとか、あと貸出に伴います、また返却、全て今までどおり、どの館のものも受け付け、その他レファレンスなどの窓口・電話業務等、また、バックヤードにおきます他館との流通作業などもこれまでどおり継続いたします。開館時間も現行どおりです。

その他、子どもたちのお話し会など、そういった事業につきましても、移転先も含め他の会場での事業の実施を調整してまいります。また、返却用ブックポストにつきましても、移転先にも仮設置していく予定でございます。

最後に、今後の予定ですが、11月30日の文教委員会に報告、年明け1月から北区ニュース並びにホームページに掲載するとともに、各図書館におきまして利用者に向けて丁寧に周知してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ご質疑・ご意見がないようですので、ここで、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第79号「後援・共済事業に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課長 後援・共済事業に関します報告、第79号でございます。1ページをおめくりいただきたいと存じます。今回は、名義使用承認報告が4件、事業実績報告が5件となっております。

1項目、2015冬休み子どもぼうけんキャンプでございます。お示しのとおりでございます。

2件目でございます。第12回子どもたちと芸術家の出あう街2016ということで、こちらにつきましては別紙1を5ページから11ページにわたって事業計画書を添付してございます。

2ページにまいりまして、3件目でございます。第10回東京ラジオ歌謡音楽祭、お示しのとおりでございます。

4件目が、障害者週間記念事業「ハートスポーツフェスタ」、こちらもお示しのとおりでございます。

事業実績報告につきましては、ご高覧賜りたいと存じます。以上でございます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ご質疑・ご意見がないようですので、ここで、本件に関する報告は終了いたします。

ここで、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」及び「北区教育委員会委員の辞職の同意について」の議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。

それでは、追加日程第1、第64号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

第64号議案について、ご説明申し上げます。こちらにつきましては、この10月13日に、特別区人事委員会の勧告が出されまして、今回の北区議会第4回定例会に追加上程される予定の議案でございます。教育委員会に関係するという事で意見聴取がございました。

まず、13ページまでお進みいただいて、説明欄をごらんいただきたいと存じます。幼稚園教育職員の扶養手当の月額引き上げ及び勤勉手当の支給月額引き上げ並びに給料表の改定を行うため、この条例案を提出いたしますという説明欄がございます。こちらの給与改定でございますが、内容といたしましては、公民格差を解消するため、第1条におきまして給料表自体を平均0.3%改定するという事と、扶養手当現行5,500円を6,000円に引き上げるというものでございます。こちらの第1条関係、新旧対照表が1枚おめくりいただきますと14ページ、15ページにわたってお示ししてございます。

もう1項目ございまして、第2条関係でございますが、こちらにつきましては、いわゆる賞与でございますが、支給割合が民間のほうが0.12カ月上回っている状況であるため、年間の支給月数を0.1月引き上げて、年間4.3カ月とするものでございます。引き上げ分は、勤勉手当に割り振るということでの改定内容となっております。こちらの内容が、新旧対照表で申し上げますと一番最後の26ページにお示ししているものでございます。上段が改正後で、現行が下段でございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、11ページにお戻りいただきたいと存じます。付則でございますが、最初のところでございますように施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定につきましては、平成28年4月1日からの施行とさせていただきますものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。
次に、追加日程第2、第65号議案「北区教育委員会委員の辞職の同意について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第65号議案につきまして、ご説明申し上げます。昨日、内田委員より、平成27年12月6日をもって教育委員会委員を辞職したい旨の申し出がございました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定では、辞職には区長及び教育委員会の同意が必要となっておりますので、本日、ご提案させていただいたものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
以上でございます。

檜垣委員長

第65号議案を審議するに当たり、本議案は、内田委員の一身上に関する事件と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、内田委員の退室を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、内田委員、一旦、ご退室をお願いいたします。

(内田委員退室)

檜垣委員長

本件について、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、内田委員からの教育委員会委員の辞職の申し出に同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件については同意することに決定いたします。
それでは、議案審議が終了いたしましたので、内田委員の入室を認めます。

(内田委員入室)

檜垣委員長

第65号議案「北区教育委員会委員の辞職の同意について」は、内田委員からの申し出に対し、本日付で同意することに決定いたしましたので、その旨、お知らせいたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第10回教育委員会臨時会を閉会いたします。